

議案第46号

専決処分した事件の承認について

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年5月29日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第 1 1 号

専決処分書

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成 2 6 年 3 月 3 1 日専決

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第13号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第26条第2号中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。